

5月30日（木） 3年生の自転車教室

奈古駐在所と宇田郷駐在所の所長さんを指導者としてお迎えし、3年生の自転車教室を行いました。自転車はとても便利で身近な移動手段ですが、安全でない乗り方をすれば、自分の命だけではなく他の人の命も危険にさらすことになりかねません。自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられていて「車」のなかまです。道路を通行するときは「車」として交通ルールをしっかりと守る必要があります、また交通マナーを実践するなど思いやりのある安全運転を心掛けてほしいと思っています。ご家庭においても、お子様の自転車の乗り方や運転技能についてしっかり把握され、正しく導いていただきますようお願いします。



